

市営住宅・県営住宅の 再申込みと新規申込みを 受け付けます

申込期間
4月7日(月)
～25日(金)

再申込み・ 新規申込みの受付



すでに市営住宅および県営住宅の申込みをしている方は、5月12日までに再申込みをしてください。

また、同時に新規の方の申込みも受付します。

申込期間 4月7日(月)～25日(金)

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時30分

申込場所 建築住宅課住宅管理係または各総合支所地域整備課

入居資格・必要書類(県営住宅は申込書のみ提出で添付書類は必要ありません) 現に同居し、または同居しようとする親族がある方。

ただし、誕生日が昭和31年4月1日以前の方や障害者などは、条件により単身入居可能。住民票の謄本添付

収入が基準内である方

- ・一般世帯 月収20万円以下
- ・入居者全員の所得が分かる証明(源泉徴収票など)添付
- ・裁量階層世帯 月収26万8千円以下
- ・入居者全員の所得が分かる証明(源泉徴収票など)添付

票など)添付

裁量階層とは、高齢者または18歳未満の世帯、入居者または同居者で障害がある世帯、小学校就学前の子どものいる世帯等のことです。

現に住宅に困窮していることが明らか方

市町村税を滞納していない方

方: 納税証明の添付(申込み時に配布)

入居者が暴力団員等でない方

方: 調査同意書の添付(申込み時に配布)

公開抽選会

平成19年12月の「豊岡市営住宅の設置および管理に関する条例等」の一部改正により、市営住宅における暴力団を排除する目的で、警察に暴力団員であるか否かの照会をするための同意をいただきます。

連帯保証人を準備できる方

その他 募集要項は、3月17日から建築住宅課住宅管理係または各総合支所地域整備課で配布します。

前記の申込みをした方の、空家住宅の当選者を決定するために、次のとおり公開抽選を行います。なお、併せて待機者(補欠者)の順位も決定します。

抽選会の参加要件

4月7日(月)～25日(金)に申込みをし、受理した方に限ります。

公開抽選日 5月11日(日)

【市営住宅】午前10時

【県営住宅】午前11時30分

抽選会場 市民会館 4階大会議室

持参物 申込み時に交付する「申込受理確認証」が必ず

出合住宅(但東町出合)の 入居者を募集します

要です。

託児 託児(1歳半)就学未満)があります。希望の方は、4月30日(水)までに申し込みください。

その他 実際の入居は6月以降になります。

建替え住宅として、出合住宅(但東町出合)4戸が3月下旬に完成する予定で、内1戸の空き住宅の入居者を募集します。

なお、この住宅の入居申込み・公開抽選会は、上記の募集と併せて行いますので、希望の方は申し込みください。

募集住宅の内訳

建物の構造	場所	住宅名	戸数
木造平屋建	但東町出合	出合住宅(H20建築)	1戸
規格	最低家賃	最高家賃	入居制限
3DK	29,500円	48,800円	2人以上

《申込み・問合せ》
課住宅管理係 建築住宅

4月から 各総合支所の企業分 室を廃止し、企業部 本庁の企業総務課・ 水道課・下水道課で 業務を行います



企業部本庁(上佐野)

市では、4月から各総合支所に設置していた企業分室を廃止し、企業部本庁の企業総務課・水道課・下水道課で業務を行います。

水道課で業務を行います。水道や下水道に関する問合せ先は、次のとおりです。

水道に関する問合せ先

- ・水道料金に関すること
- ・水道の使用を開始するとき
- ・水道の使用を中止するとき
- ・使用者または所有者の名義を変更するとき

企業総務課へ

・宅地内の工事(給水装置)に



後期高齢者医療の 被保険者証を 3月下旬に送付します

4月1日から後期高齢者医療制度が始まります。

75歳（一定の障害があり、申請により認定を受けた方は65歳）以上の方は、この制度の被保険者となります。

後期高齢者医療の被保険者証は、市からミニパンフレットと一緒に3月下旬に送付します。被保険者証が届かない場合は、市民課国保医療係に

制度の運営主体と 市の役割

この制度の運営は、兵庫県内すべての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が行います。

市では、被保険者証の引渡しや保険料の徴収、各種届け出、申請の受付等の窓口業務を行います。老人保健と同様に、各種届け出や申請は、今までどおり市民課国保医療係または各総合支所市民生活課で手続きできます。

問い合わせください。

また、老人保健で限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けている方には、後期高齢者医療の認定証や受療証を被保険者証と一緒に送付します。

医療機関等で 医療を受ける場合

4月1日以降は、送付した後期高齢者医療の被保険者証で医療を受けてください。

今までの老人保健法医療受給者証や医療保険の被保険者証は使用できませんので、必ず医療機関等の窓口では、後期高齢者医療の被保険者証を提示してください。

なお、医療機関等の窓口での負担割合は老人保健と同様ですが、所得や世帯の状況により変わる場合があります。

後期高齢者医療の給付

老人保健と同様の給付が受

けられるほか、葬祭費や新たに高額介護合算療養費が支給されます。給付の申請は今までどおり、市民課国保医療係または各総合支所市民生活課で手続きできます。

老人保健の障害認定を 受けている65歳以上 75歳未満の方

そのまま後期高齢者医療の被保険者となりますが、本人の申請により障害認定を取り下げること
で、被保険者とならないこともできます。

その場合



は、3月31日（月）までに市民課国保医療係または各総合支所市民生活課で手続きしてください。

また、後期高齢者医療の被保険者となった後でも、いつでも将来に向けて障害認定を取り下げることができます。

4月2日以降に 後期高齢者医療の 被保険者となる方

75歳の誕生日から後期高齢

者医療の被保険者となります。新しい被保険者証は誕生日までに送付します。

また、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた65歳以上の方は、認定日から被保険者となります。

保険料の通知

保険料は、被保険者一人ひとりに賦課され、平成20年度の保険料率は、12月25日発行の市広報第65号で、保険料の納め方については、2月10日発行の第68号でそれぞれお知らせしたとおりです。

なお、保険料の決定通知書は、7月に全員に送付します。また、特別徴収（年金天引き）の方には、仮徴収額の決定通知書を4月初旬に送付します（別に、保険料額のお知らせ）を2月下旬に送付しています。

《問合せ》 市民課国保医療係、または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 〒650 0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号（センタープラザ12階）
☎078 326 2612

関すること
・水道工事に関すること
・水道管の破裂等を見つけたとき
・水道の水質に関すること
水道課へ

下水道に関する問合せ先

・下水道使用料に関すること
・水洗便所等改造資金融資あつ旋制度に関すること
・浄化槽設置整備事業補助金制度に関すること
企業総務課へ



・宅内の工事（排水設備）に関すること
・下水道工事に関すること
・下水道施設の故障を見つけたとき
下水道課へ

料金等の支払いや申請書の提出は、各総合支所市民生活課でもできます。

《問合せ》 企業部（上佐野） 1788 3）
・企業総務課 ☎22 5377
・水道課 ☎22 5379
・下水道課 ☎22 1801